

○国立大学法人筑波大学人事企画委員会規則

平成18年4月27日
法人規則第32号
改正 平成22年法人規則第37号
平成23年法人規則第60号
平成28年法人規則第1号
平成30年法人規則第27号
令和5年法人規則第7号

国立大学法人筑波大学人事企画委員会規則

(趣旨)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学教育研究評議会規則（平成16年法人規則第15号）第11条第2項の規定に基づき設置する人事企画委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 人事企画委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学教員の人事制度の設計に関する事。
- (2) 大学教員の定員管理及び再配置に関する事。
- (3) 大学教員の任用等に関する事。
- (4) その他教育研究評議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 人事企画委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 人事を担当する副学長
- (2) 系長
- (3) 計算科学研究センター長
- (4) 生存ダイナミクス研究センター長
- (5) その他学長が指名する者 若干人

(委員長等)

第4条 人事企画委員会に委員長を置き、人事を担当する副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、人事企画委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

第5条 第3条第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(委員以外の出席)

第6条 人事企画委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(教育研究評議会への報告)

第7条 人事企画委員会における審議の結果については、速やかに教育研究評議会に報告を行うものとする。

(人事企画委員会の部会)

第8条 人事企画委員会に、部会を置くことができる。

2 人事企画委員会に置かれる部会の組織、審議事項その他その運営に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第9条 この法人規則に定めるもののほか、人事企画委員会の運営に関し必要な事項は、人事企画委員会が別に定める。

附 則

この法人規則は、平成18年4月27日から施行する。

附 則 (平22.5.12法人規則37号)

この法人規則は、平成22年5月12日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学人事企画委員会規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平23.9.29法人規則60号)

この法人規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平28.1.28法人規則1号)

この法人規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平30.3.22法人規則27号)

この法人規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令5.2.24法人規則7号)

この法人規則は、令和5年4月1日から施行する。